

就学支援奨学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西予総合福祉会（以下「法人」という。）内施設の業務に従事しようとする意思を有し、かつ、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、保育士資格、理学療法士資格、作業療法士資格または柔道整復師資格（以下「当該資格」という）の取得を目指し、資格取得者を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者又は在学することが決定している者に対して、就学支援奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより、事業継続のための人材確保を図り、地域福祉の維持と向上に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、第1条に掲げる資格取得が可能な養成施設に入学を許可された者又は卒業まで1年以上の期間を有する在学生（ただし、入学時に35歳以下の者）であって、養成施設を卒業後、直ちに法人に就職する意思を有する者とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の貸与額は、月額4万円とする。

(利子)

第4条 前項の規定により貸与する奨学金は、無利子とする。

(貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 養成施設に在学することが決定している者 修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで
- (2) 養成施設に在学している者 奨学金の貸与が決定した月の翌年度当初から在学する正規の修学年限の終期まで

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、理事長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第7条 理事長は、前条の申請を受理したときは、書類審査及び面接を行い、適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定するものとする。

(貸与の停止)

第8条 理事長は、奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が消滅した日の属する月の前月までの間、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 休学又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 原級留置したとき。
- (3) 奨学金の貸与の停止を申し出たとき。

(決定の取り消し)

第9条 理事長は、奨学生が次の各号いずれかに該当する場合は、第7条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良と認められるとき。
- (5) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与を受ける目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還)

第10条 奨学金の貸与を受けた者で、第5条に規定する貸与期間が満了したときは、内規で定める方法に基づき返還しなければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定による取り消しがあったとき。
- (2) 養成施設を卒業し、資格取得が出来なかったとき。
- (3) 養成施設を卒業後、直ちに法人施設での業務に従事しなかったとき。
- (4) 法人が奨学生を雇用しなかったとき。

(返還債務の猶予)

第11条 理事長は、前条の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する間、奨学金の返還の債務を猶予することができる。

- (1) 次条第1号に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に進学している場合で、かつ、当該養成施設を卒業後、直ちに法人施設における業務に従事する意思を有しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、定められた期限までに奨学金の返還が困難であると理事長が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

(返還債務の免除)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還債務の全部を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業後、直ちに法人施設で貸与期間に1年を加えた期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）の業務に従事したとき。ただし1年間のみ貸与を受けたものは、貸与期間を2年とする。
- (2) 法人施設での業務中に死亡又は重度心身障がい、その他特別の事情により奨学金を返還することができなくなったとき。

2 理事長は、業務に従事した期間が別に定める指定期間に満たない時は、当該従事期間に応じ、返済債務の一部を免除することができる。

(延滞利息)

第13条 理事長は、奨学金の貸与を受けた者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6パーセント（当該奨学金を返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、返還すべき額に年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞利息を徴収することができる。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、内規で定める。

附 則 1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 従前の就学支援規程（平成25年11月9日）は、令和2年3月31日をもって廃止する。